

參考資料

II. 計画案への意見募集結果

令和6年1月15日(月)～令和6年1月29日(月)までの期間において「佐々町保健福祉総合計画」についての意見募集(パブリック・コメント)を実施した結果、2件の貴重なご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見の概要とその対応は以下のとおりです。

ご意見の概要	対応
<p>さまざまな観点から「寄り添う」「未然に防ぐ」取り組みにも力を入れていくこと、児童分野では不登校関連の支援展開についてはよく記述されていますが、児童虐待の分野の観点では内容が非常に薄くなっているのではないのでしょうか。官民連携の観点からも、児童養護施設へのショートステイ事業・トワイライトステイ事業を推進(利用しやすく)したり、虐待対応について児童相談所+αで施設職員も要保護児童対策地域協議会に参加をしてもらったりなど、万が一に備えるための取り組みの強化や児童養護施設や地域小規模児童養護施設、児童家庭支援センターなどを誘致することも、児童虐待防止に有効な手段ではないのでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見をもとに、計画書47・48ページへ虐待防止の取組みを追記しました。 また、児童虐待防止についての詳しい取組みは、令和6年度中に策定予定である第3期子ども・子育て支援事業計画への記載を検討します。</p>
<p>計画書の中に横文字の専門用語(アウトリーチ、ワールドカフェ形式など)が多く出てくるため、目次の第6章の後に「用語集」として解説をつけるとわかりやすいと思います。</p>	<p>章立てをして用語集を作成することも一つの案として、より読みやすい方法を検討した結果、各ページ下部に注釈として用語の説明を掲載することにしました。</p>

Ⅲ. 地域共生推進協議会 名簿

(氏名五十音順)

ぶくぶくクラブ	代表	岩本 ます子	
佐々町社会福祉協議会	事務局長	大瀬 昇	
北松浦医師会	かわむら内科 院長	川村 純生	
佐々町食生活改善推進連絡協議会	会長	小林 貞代	
弁護士会 飛鷺ひまわり基金法律事務所	弁護士	小林 洋介	
スクールカウンセラー		近藤 由香里	
株式会社 愛佳	代表取締役	下釜 豊広	
相談支援事業所さわかぜ支援センター		竹下 智美	
佐々町教育委員会教育委員		中村 尚広	会長
介護予防ボランティア 元気カフェぶらっと	代表	福田 修三	
(社) 佐々川福祉会		古川 薫	副会長
佐々町スポーツ推進員		松尾 恭宏	副会長
町内会長連絡協議会	会長	水田 秀豪	
北松歯科医師会	かわむら歯科医院 理事長	迎 文彦	
佐々町商工会	会長	森山 政幸	
フリースペースなずな	代表	柳原 佳子	
長崎県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ長崎	社会福祉士	山野 清治	
カブトガニを守る会	会長	横尾 博宣	
佐々町地域福祉計画策定委員会 委員長		吉居 秀樹	
佐々町民生委員児童委員協議会	会長	吉永 浩樹	



(2) 重点施策・事業（喫緊）

本町では、「世代や分野を超えてつながることにより、お互いを理解し支え合える関係をつくろう」をコンセプトに、障がいへの理解促進・啓発とつながることによる地域コミュニティの活性化を目的とした「さざまる市場」を令和4年度に立ち上げ、年1・2回開催しています。このイベントには、障がい・介護事業所やボランティア団体、商工会をはじめ民間企業の方々、高校・大学・図書館といった様々な団体の参加・協力を得て、地域の子ども達やご家族など多数の方にご来場いただきました。

しかし、大勢の集客を前提とするイベントとしたことで、他人とのかかわりを恐れる特性がある人には、むしろストレスになっていたケースもありました。就労継続支援施設や在宅就労する障がい者による、農産品や製作品を知ってもらい購入に繋げる「福祉マルシェ」の取組みについては、幅広い集客が見込める、お祭りやイベントの機会を活用することが有効です。一方で、出店参加者のストレスとならないよう、スペースや役割分担等における配慮を徹底します。また、集客イベントに限らず、行政等公的主体の会議・イベント時における優先的な調達を促進します。

さざまる市場の企画・運営については、引き続き多世代包括支援センターを中心に取組みます。優先調達については、住民福祉課より庁内各部局に対して呼びかけます。

‘多様性を受け入れる’考えからは、特性に合わせた居場所を提供する必要があります。福祉センターでは、町の保健・福祉サービスを担う複数の官民主体が活動しており、これらの団体は常時情報の共有と連携を密にしており、これによって支援すべき方の多様な困りごとに寄り添った適切な支援を、団体間で補完しながら行うことが可能となっています。

町内には、障がい者の相談や就労・生活の支援を行う事業者があり、団体間のつながりを促進する場として、集客イベントではない情報交換は、定期的実施継続することとします。さざまる市場は、関係団体が活動や課題を共有しつながる場として、引き続き町が企画し関係者と福祉センターを拠点として情報共有と相互連携を促進していきます。

本町においても、不登校の子ども達が増加しています。義務教育の段階にお

ける普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）を踏まえ、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（文部科学省初等中等教育局長通知）が、令和元年に発出されました。教育委員会が相談窓口となり、教育支援センターやフリースクール等への照会・接続を行うことが示されていますが、不登校の切っ掛けや原因は、個人特性や彼等の周辺環境含め多様です。

一人ひとりに寄り添うことで初めて、個々の事情を自ら進んで相談できるようになります。悩み事の駆け込み寺的な役割を、多世代包括支援センターと福祉センターで活動するボランティアが担います。

県内には教育支援センターとして、佐世保市をはじめ松浦市・平戸市でも活動している組織があります。町としては時津町にもあります。本町においても、既に同様の活動に取組み得る団体と活動を位置付け、人員含めた体制の強化を支援することが可能です。

住民福祉課と多世代包括支援センターが、教育委員会と連携し国（厚生労働省及び文部科学省）の補助事業や施策について、本町の現活動を持続可能とする一助として、積極的な活用・申請を行います。

また、虐待の問題は、子どもに限らず障がい者や高齢者等においても、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複雑に絡み合っていると考えられています。危機状況の家族や育児困難を感じている様子を見極めることが重要であり、特別な家族の問題という認識で取り組むのではなく、どの家庭にも起こりうるものとして捉える必要があります。町として、保健・医療・福祉等関係機関の連携の下、虐待防止の取組みを進めていく必要があります。

喫緊に取り組むべき方向性及び具体的な施策・事業は、以下の通りです。

■ 多様性を理解し合い、誰もが暮らしやすいまちづくり

- 庁舎内をはじめ、学校や企業等に対する出前講座やさぎまる市場等のイベントを活用して、障がいや年齢、性別、個々の価値観等の多様性への理解促進と啓発を行います。
- 正しい知識を得ることで、差別をなくし、障がい等の多様性を理解した声かけやバリアフリー化などを含む物理的環境への配慮等を促進します。
- 特性のある子どもや人の親族や関係者が集まり、情報交換や相談ができる場づくりを行います。
- 様々な家庭が地域の協力や温かい見守りを受けながら、孤立することなく、地域で支え合って生活できる環境づくりを行います。
- 関係機関が連携し情報共有を図りながら、適切に虐待防止に対応できる体制を整備します。

■ 障がい者の活躍の場づくり

- 行政が発注する草刈り等の業務について、町内の障がい就労事業所への委託を推進し、障がい事業所の商品を優先的に発注することにより、障がい事業所で就労する障がい者の自立を促進します。この優先調達の取り組みを住民福祉課から庁内全体に働きかけを行います。
- 町や社会福祉協議会、町内会主催の行事等において、障がい者等が参加しやすい環境をつくり、参加を促すことにより地域との交流および活躍の場の拡大を図ります。

■ 多様性に応じた居場所づくり（不登校・ひきこもり支援）

- 不登校やひきこもり支援に係る人・場所・資金に関する仕組みづくりについて検討しながら、運営の在り方、学習支援の拡充、社会参加・就労支援等、官民連携による居場所づくりに取り組み、「居場所が多様性を受け入れるあたたかな場所であり続ける」ことを目指します。
- 不登校やひきこもりに関し相談できる場所・窓口を広報誌等で周知徹底するとともに、関係機関と連携し相談機能を拡充させながら、本人や家族を孤立させない体制づくりを行います。

■ つながることによる多様性を受け入れた地域コミュニティの活性化

- 「世代や分野を超えてつながることにより、お互いを理解し合える関係づくり」をコンセプトにした「さざまる市場」の継続的發展を図ります。
- 多様性への理解と尊重を促進し、子どもも大人も特性のある人も誰もが、どこかに安心できる居場所がある環境づくりを推進します。
- 世代や属性を超えた居場所づくりを、福祉ゾーンである総合福祉センターを中心に展開します。子どもが集まり、大人が活躍する、安心して地域の中で子どもが育つシステムのモデル化を図り、総合福祉センターから町内会等の小単位に広がっていくよう推進します。
- 地域ネットワーク情報交換会を通じ、支援・配慮が必要と思われる方について地域関係者と情報共有し、日頃の見守り活動の推進を図ります。

本基本方針「多様性を受け入れる‘やさしい’まちづくり」についても、皆が各々の多様な特性を認め合い、誰もが生きづらさを感じることない安心して暮らし実現を目指す福祉分野と、社会参画を促進し地域コミュニティの再生・活性化に繋がる保健分野双方の施策推進とともに、両分野が本基本方針を踏まえ、連携・連関できるよう、行政各課及び官民が協働し推進します。

はじめに

1. 計画の趣旨

本町では、令和元年度に「第1期 佐々町地域福祉計画」を策定し、「生涯活躍のまち」を目指して全世代の地域共生社会への参画を推進してきました。

高齢者福祉（介護予防活動）の分野では、地域包括支援センターの保健師等の専門職による地区担当制を設け、地域や関係機関と連携することで、課題の早期発見と解決を図っています。また、町内会単位の地域サロンや福祉センターで活動する「元気カフェぷらっと」など、ボランティア団体を事業展開の中心に据え、「地域力」を活かした地域包括ケアシステムを構築してきました。母子保健分野においても、健康相談センターがアウトリーチ¹によるきめ細やかな住民との関りから事業を展開し、近年は子育て世代への支援にも力を入れています。

一方、保健福祉を取り巻く課題が複雑化・多様化していく中で、これまでのような福祉分野・保健分野に分けた縦割りでの対応が難しいケースが増えつつあります。

そのような中、令和4年度、高齢・介護・健康・母子・障害部門を包括し、さらに住民の暮らしに直接かかわる分野である保健と福祉が行政の枠組みにとられず、互いにつながりあい支援することを目的に、地域包括支援センターと健康相談センターを統合した多世代包括支援センターを立ち上げました。

これからの佐々町が第7次佐々町総合計画において目指す将来像である“暮らしたいちばん！住むなら さざ～みんなが輝き、みんなで創るまち～”を実現するためには、これまで健康・食育、介護、高齢、障害など分野ごとに進めてきた施策を見直し、行政の枠組みを超えて一体的に推進することが求められています。さらに、行政のみでの課題解決には限界があることから、官・民が情報を共有し協働することが必要です。

困りごとを抱え、生きづらさを感じ悩むすべての方、一人ひとりの事情に向き合い、既存制度による対応では十分に支援できないケースを、皆さんで共

¹ アウトリーチ：必要な助けが届いていない人に、支援機関などの側からアプローチして支援を行なうこと。

有し解決していく「地域共生のまちづくり」を推進するため、「佐々町保健福祉総合計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、2019年度（平成31年度）に「共に支え合う生涯活躍のまちづくり」を目的として策定した、「第1期 佐々町地域福祉計画」の計画期間をあと1年残り改訂し、保健分野の「健康増進計画・食育推進計画」「自殺対策計画」、福祉分野の「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」「高齢者福祉計画」「介護保険事業計画」「成年後見制度利用促進計画」といった個別計画を一体的に策定することで、保健・福祉にわたり住民がこれからも安心して健康に過ごすための総合的な政策の基本方針と施策・事業を定める計画として位置づけます。個別計画は、本計画で示す基本理念・基本方針に則り、目指すべき姿を実現するために短期的（喫緊）に取り組む実施計画と位置づけ、各計画の基本方針及び重点施策を本計画中に記載しています。各個別計画策定において重視したデータや、評価指標等は、本計画の参考資料としています。

(2) 地域共生推進協議会

本計画は、「地域共生推進協議会」において、保健・福祉分野に関わる幅広い事業者や担い手に、町外から第三者的視点で評価し意見をいただく学識者を加え、本町における保健・福祉施策をリードされている方々に御参加いただき、毎回活発な議論が交わされました。会議体の名称を、「地域共生推進協議会」としているのは、地域が共生でき持続可能な仕組みの構築が必要と考えたからです。

全委員一堂に会した協議会とは別途、各委員からの意見を集約し計画策定に反映させる目的から、複数のグループに分けワールドカフェ形式²のワークショップ（分科会）を2回、基本方針の柱ごとに重点事業を協議するためのグループインタビューを3回開催しました。

開催日及び開催回等	次第
令和5年5月12日 第1回 協議会	<ul style="list-style-type: none"> 第1期地域福祉計画で目指した将来像・重点施策と残された課題 第1期保健福祉総合計画検討における重要論点に関する委員アンケート 住民アンケート集計結果中間報告
令和5年6月6日・13日 第1回・第2回 分科会	課題と施策の方向性 (ワールドカフェ形式のワークショップ)
令和5年8月4日 第2回 協議会	<ul style="list-style-type: none"> 分科会意見集約整理表 次回に向けた論点整理
令和5年9月27日 第3回 協議会	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉総合計画（骨子）の審議 個別計画と同上総合計画との関連
令和5年10月11日・12日・17日 第1回・第2回・第3回 グループインタビュー	<ul style="list-style-type: none"> 重点施策・事業の内容と展開時期
令和5年11月7日開催 第4回 協議会	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉総合計画（素案）の審議 個別計画と同上総合計画との関連 介護保険料推計結果と評価
令和5年12月19日開催 第5回 協議会	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉総合計画（案）の審議 各個別計画（案）の審議
令和6年 月 日開催 第6回 協議会	<ul style="list-style-type: none"> 答申内容の審議

² ワールドカフェ形式：少人数にグループ分けをし、会話を楽しみながら自由に意見を出し合う会議開催の形式。

国内の生産年齢人口（15～64歳）は、2040年には総人口の55%にまで減少し、多くの深刻な労働力不足に陥る可能性が危惧されています。既に職種によっては、求人難から廃業を余儀なくされるケースが散見されており、介護職もそのひとつです。新型コロナウイルス感染拡大によりエッセンシャルワーカー³の重要性が社会的に再認識されましたが、働き方改革推進の下、やる気や使命感に過度に依存する構造は限界を迎えています。

◆誰も取り残さない社会という目標

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、国際連合の加盟国が全会一致で採択した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。我が国も同目標の実現に向け、積極的に取り組んでいます。「貧困をなくそう」「飢餓をゼロに」「すべての人に健康と福祉を」「住み続けられるまちづくりを」等の17の目標で構成され、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。



出所：「国連広報センター」ホームページ

◆地域共生社会の実現

地域共生社会とは、さまざまな違いがある人々がそれぞれ自立し、相互に支え合い、主体的に暮らしていける社会であり、すべての人々が社会から阻害されることなく基本的人権が尊重され、それぞれに必要な支援体制が整備されて

³ エッセンシャルワーカー：人々の生活維持に、必要不可欠なサービスを担う働き手のこと。